

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第 12 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 4 項の規定に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合の収納代理金融機関を次のとおり指定する。

平成 19 年 11 月 1 日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 佐竹 敬久



名 称	主たる事務所の所在地	取扱事務の範囲
株式会社北都銀行	秋田市中通三丁目 1 番 41 号	公金の収納事務の一部
秋田しんせい農業協同組合	由利本荘市荒町字峙台 1 番地 1	
こまち農業協同組合	湯沢市北荒町 5 番 8 号	